

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。プロポーザル審査会実施後、委託者は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

台湾向け旅行系アプリを活用した誘客促進業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度 観文観委第21号

台湾向け旅行系アプリを活用した誘客促進業務（以下「本業務」という。）

2 本業務の目的

訪日客は2024年に過去最多の約3,700万人に達するなど増加傾向にあるが、静岡市（以下「本市」という）では外国人延べ宿泊者数が約10万人（市内全体の5%）に留まり、十分に取込めていない。そこで、台湾からの来訪者の増加に向けて、本市に対する認知・関心を高めるとともに、本市を訪れた方の口コミの増加・拡散を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）とする。

4 業務内容

以下の業務を実施することとする。なお、事業を実施するにあたり、必要な経費はすべて委託料に含めることとする。

（1）旅行系アプリを活用した本市観光情報の発信

① ツアープランコンテストの開催

ア 目 的 台湾の訪日旅行関心層に、ツアープランの検討・提案を通じて本市への理解・関心を高めてもらうとともに、現地で人気のツアープランや傾向を把握し、効果的な情報発信につなげる。

イ 内 容 ユーザーが魅力的な静岡市ツアープランを提案し、その中から静岡市への旅行意欲を高める優秀なツアープランを選定するコンテストを開催する。

ウ 開催方法 アプリ及びウェブサイト内に特設ページを開設し、本市の魅力ある観光情報の紹介及びコンテストの募集告知を発信する。

エ 賞 品 ・数量 最優秀賞1名分、優秀賞6名分

・内容 最優秀賞…本市までの交通費及び本市市内の宿泊費
航空運賃（エコノミークラス、使用する空港は羽田、成田、セントレア）、本市までの交通費（東京又は名古屋から静岡までの新幹線代相当額）、市内宿泊費1泊分

優秀賞…本市特産品等5,000円相当分

静岡市の特産品の中から、委託者と協議の上選定すること。

・手配 乙において実施すること。

・配送 乙において実施すること。

オ その他 ・コンテストの投稿数は200程度を目標とする。

・最優秀賞、優秀賞の審査・選定はすべて受託者にて実施するとし、審

査・選定にあたっては、本市への誘客促進につながるツアープランの選定に留意するとともに、選定にかかわる者は台湾現地の訪日旅行関心層に精通するものとする。

- ・コンテストにて集まった写真については、すべて委託者にて自由に活用できるように応募者から使用許諾を得ること。
- ・特設ページにて紹介する観光コンテンツに関しては委託者が掲示し、協議の上決定する。
- ・特設ページにて使用する宣材写真に関しては、委託者が準備する。

②コンテストの募集告知

- ア 概要 ①のコンテストについて台湾の訪日旅行関心層に向けて周知を行う。
- イ 発信方法 ・アプリユーザー向けに効果的な周知を行う。周知方法は EDM、プッシュ通知等を想定し、開封率やインプレッション数の高い方法とする。
- ・外部 SNS・アプリケーション・ウェブサイト上で効果的な周知を行う。
- 発信する媒体は台湾の訪日旅行関心層が旅行計画時に活用する媒体とし、インプレッション数の高い方法とする。

③優秀なツアープランを活用した情報発信

- ア 目的 ①にて選ばれた優秀なツアープランを台湾の訪日旅行関心層へ周知し、本市への誘客を促進するべく、インフルエンサーを活用した情報発信を行う。
- イ 内容 台湾の訪日旅行関心層に対して訴求力が高いメディアで活動するインフルエンサーを活用し、①のコンテストにて選定された本市の旅行プランを発信する。
- ウ 条件 インフルエンサーが発信する SNS 媒体は訪日旅行関心層が多数活用する媒体とする。
- エ 人数 1 名程度
- オ 発信内容 発信内容は①のコンテストにて選定された本市の旅行プランとするが、委託者と協議の上、一部を変更することは可能。
- カ 発信方法 訪日旅行関心層に対し効果的に周知ができる方法で実施すること。

(2) 収集した旅行データの分析・報告

(1) を実施したことにより得たユーザーの旅行データを分析し、台湾の訪日関心層に訴求できる観光コンテンツの動向・効果的な発信方法、静岡市に訪問した観光客の動向、口コミの波及効果等の分析を行い、後述する成果報告書にて報告すること。

(3) 成果報告書等の提出

事業完了後、遅滞なく、活動の成果、課題及び次年度に向けた戦略をまとめた事業実施報告書を作成し、提出すること。成果物は PDF で提出すること。なお、事業実施報告書の内容については事前に本市の承認を受けること。

(4) 共通事項

- 各事業者から問い合わせがあった際には迅速かつ丁寧に対応すること。
- 全体の事業の進捗を管理すること。また、提案書にはスケジュール（市への進捗状況報告のタイミング等も含む）を明記すること。

- 各業務内容について、自由提案による内容の追加を認める。
- 本事業で作成した提案書及び報告書の著作権は委託者とする。
- 本事業の履行については日本・台湾両地域の関係法令、条例及び規則等を十分に遵守するとともに、ステルスマーケティング対策として必要な表示を行うこととし、問題が生じた場合は、受託者において対応すること。

5 第三者委託

本事業の全部若しくは一部の実施について、第三者への再委託はできない。ただし、委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。